

地方税財源の確保・充実について

自民党税制調査会におかれましては、全国知事会の意見も踏まえ、地方税財源の確保・充実に積極的に取り組まれていることに敬意を表します。

つきましては、以下の項目について、特にご配慮いただきますようお願いいたします。

1 地方一般財源総額の確保・充実等

(1) 地方一般財源の総額確保・充実

- ・ 新経済・財政再生計画では、2019～2021年度の基盤強化期間内の予算編成に関し、「交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされている。
- ・ 2020年度（令和2年度）の地方財政計画においても、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ防災・減災対策など様々な行政サービスを十分担えるよう、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すべき。

(2) 地方交付税の総額確保・充実等

- ・ 地方交付税は「地方の固有財源」であることから、その総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るべき。

(3) 偏在是正措置により生じる財源の活用

- ・ 消費税・地方消費税率引上げ時に施行される法人住民税法人税割の交付税原資化による偏在是正措置及び特別法人事業税・譲与税の創設による新たな偏在是正措置により生じる財源については、その全額を地方財政計画に必要な歳出として計上することにより、地方税財政制度全体として、より実効性ある偏在是正措置となるようにすべき。

(4) 幼児教育・高等教育の無償化への対応

- ・ 幼児教育及び高等教育の無償化に要する2020年度（令和2年度）以降の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとされているが、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確実に確保すべき。

2 地方創生の推進

(1) 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

- ・ 地方創生の深化に向け切れ目ない取り組みを進めるため、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたっては、地方の意見を

十分に反映するとともに、Society5.0の実現やSDGs達成に向けた取り組み、また、外国人材の受入れなど、社会変化を見据えた戦略となるよう努めるべき。

(2) 地方創生・人口減少対策のための財源確保

- ・ 「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源を十分に確保すべき。
- ・ 「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」については、拡充・継続を図るべきである。また、地方創生の更なる深化や取り組みの全国展開に向け、地方の実情を踏まえた、より弾力的で柔軟な運用を図るべき。

(3) 地方における5G・ICTインフラ整備への財政的支援等

- ・ 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、5Gをはじめとする未来技術の利活用を、来年度から次のステージを迎える地方創生の重要な柱の一つとして位置付け、併せて具体的な支援策を講ずるべき。
- ・ 地方を含むエリアで早期に5Gサービスが開始されるとともに、離島や中山間地域など条件不利地域における基地局・光ファイバ網等の通信基盤が確実に整備され、都市と地方の基盤整備に格差が生じないよう、今後の政府予算の編成にあたり、国庫補助事業の拡充や自治体負担分が生ずる場合には十分な地方財政措置など、万全の対策を講ずるべき。

(4) 人口減少対策等に資する新たな税財政措置

- ・ 「地方拠点強化税制」は、制度の継続は当然行うほか、より実効性のある制度となるよう、支援対象として移転に関連する施設(職員住宅・社員寮など)を追加するとともに、「施設整備計画」の認定要件となる常時雇用する従業員数要件の緩和、オフィス減税及び雇用促進税制の税額控除の拡充、オフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とするなど制度の更なる拡充を検討すべき。

(5) 「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」の運用

- ・ 「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」は、制度の継続は当然行うほか、一層の活用促進を図るため、地方税と国税が協調して税額控除割合を拡大し、企業のインセンティブ効果を高めることや、柔軟に企業から寄附を受けやすくするために手続きを抜本的に簡素化することなどについて検討すべき。

3 税制抜本改革の推進等

(1) 消費税・地方消費税率引上げに伴う対応等

- ・ 国・地方を通じた厳しい財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を鑑みれば、本年10月1日に予定されている消費税・地方消費税率の8%から10%への引上げを確実に行うことが必要。
- ・ 2020年度（令和2年度）当初予算をはじめ需要変動の平準化に向けて今後追加的に予算編成を行うに際しても、地方の財政運営に支障が生じないように十分留意するとともに、消費税・地方消費税率引上げ後の経済状況に対応して、全国知事会の提言も踏まえた実効性のある経済対策を国の責任において講ずるべき。
- ・ 軽減税率制度の導入等に当たり混乱が生じないように、インボイス制度を含めた軽減税率制度の概要の十分な周知や指導、軽減税率に対応したレジや受発注システムの導入支援、キャッシュレス化の推進など、制度導入に向けて万全の準備を行うべき。

(2) 収入金額課税制度の堅持

- ・ 収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していること、原子力発電所をはじめとする大規模発電施設は多大な行政サービスを受託していること、小売全面自由化後も消費者の新電力への契約先の切替えは低位にとどまっていることや有力で独立した小売電気事業者が複数存在するとは認められず、競争圧力が不十分な現時点の状況等を踏まえ、同制度を堅持すべき。

(3) ゴルフ場利用税の堅持

- ・ ゴルフ場利用税は、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応していることに加え、ゴルフ場利用税等を活用して、ゴルフをはじめとする各種スポーツの振興に積極的に取り組んでいること、域外から来訪する担税力のあるゴルフ場利用者が受益に応じて負担していること、その税収はゴルフ場所在の都道府県及び財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すべき。

令和元年 8 月 1 日

全国知事会 会長
埼玉県知事 上田 清司
全国知事会 地方税財政常任委員会委員長
富山県知事 石井 隆一